

県土整備部における入札事務ミスに係る公表基準

1 目的

入札事務ミスの発生が、事業実施の遅延により県民生活への影響を及ぼす場合があること及び事業者に負担をかけることを踏まえ、公表することにより、行政の透明化と県民に対する説明責任を果たすことを目的とする。

2 公表対象

県土整備部各課・各公所又は各総合支庁建設部（以下「発注担当課等」という。）が発注する建設工事、建設工事関連業務委託等（※）において、入札事務ミスにより、入札開始後に入札の取りやめ、落札決定の取消し、契約の解除又は続行（誤った落札者と契約を続行等）を行った事案を公表対象とする。ただし、入札の取りやめが入札開始前であっても、道路開通日が遅延する等社会的に著しい影響を及ぼす場合は公表対象とする。

なお、落札者又は契約相手方が公表を希望しない場合は、事業者名の公表を行わないものとする。

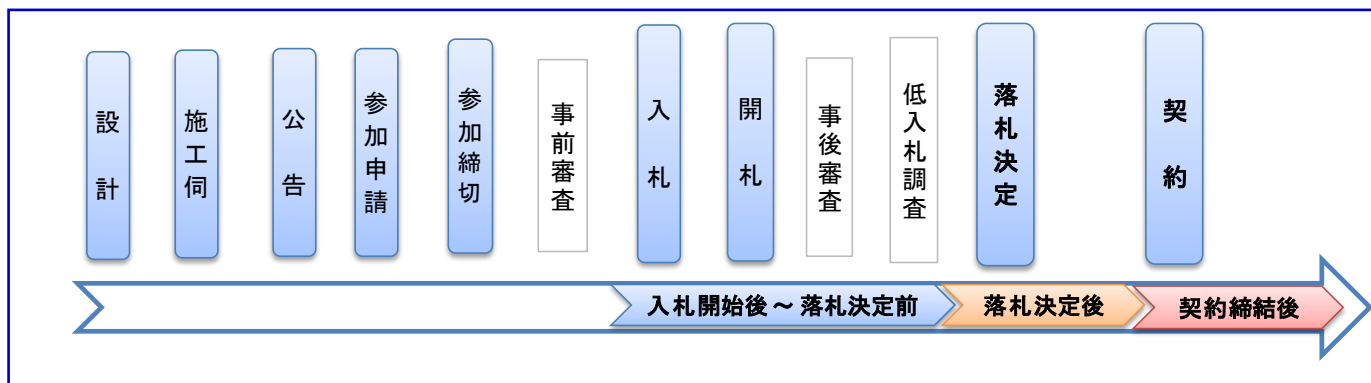
（※）建設工事関連業務委託等とは、建設工事関連業務委託並びに技術補助、除排雪、道路・河川等維持修繕、土木施設にかかる設備・機器保守点検、植栽等管理、支障木伐採及び森林整備の建設工事関連業務

3 公表時期

次に該当する場合は、発注担当課等において、知事・副知事への報告後、直ちに公表する。

- (1) 入札開始前に入札事務ミスが判明し、入札を取りやめたことにより、社会的に著しい影響を及ぼす場合
- (2) 入札開始後から落札決定前までに入札事務ミスが判明し、入札を取りやめた場合
- (3) 落札決定後に入札事務ミスが判明し、落札決定を取り消した場合
- (4) 契約締結後に入札事務ミスが判明し、契約を解除又は続行した場合

ただし、複数所属において、同様の事務ミス事案が短期間（おおむね1週間以内）に連続して判明した場合は、建設企画課で取りまとめの上、知事・副知事への報告及び公表への対応を調整する。



4 公表方法

記者クラブへの資料提供（プレスリリース）その他適宜の方法による。
（事案の内容に応じては、部長又は公所長等による記者発表を行う。）

5 公表内容

発注工事等の名称、入札方式、公告日、事務ミスが判明した日、入札を取りやめ等した日、開札（予定）日、入札参加（予定）者数、事務ミスの概要及び発生原因、事案判明の経緯、今後の対応、再発防止策等

附 則

この基準は、平成 30 年 9 月 28 日から実施する。